

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第79期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

1. 事業報告「会社の業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要」
2. 連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
3. 計算書類「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

岩井コスモホールディングス株式会社

法令及び定款第 14 条の規定に基づき、当社ホームページ(<http://www.iwaicosmo-hd.jp/>)に掲載することにより、株主の皆様提供しているものとあります。

1. 事業報告「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ①当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス・マニュアルを制定し、全社的なコンプライアンス体制を整備します。

内部監査規程を制定し、子会社である岩井コスモ証券株式会社の内部監査部と緊密に連携して内部監査を定期的又は必要に応じて実施し、結果を取締役会に報告します。

金融商品取引法第24条の4の4に規定される「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価」を適正に行うため、内部統制規程を制定し、社内体制を整備します。

反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備します。

- ②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存及び、管理体制）

当社の取締役の職務の執行に係る文書、取締役会議事録、稟議書、契約書その他重要な経営情報の保存及び管理に関する取扱に関しては、稟議規程、グループ情報管理規程及び文書管理規程を制定し、適切な保存及び管理を行います。

- ③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

当社及び子会社の損失の危険の管理に関しては、危機管理規程を制定し、業務執行について損失の危険の発生の可能性の有無、防止のための施策、また、発生した場合の対処方針等を検討するとともに、子会社である岩井コスモ証券株式会社のリスク管理部署と緊密に連携して適切に管理を行います。

事業継続計画（BCP）基本計画書を策定し、BCPに基づく緊急時の対応体制を予め定め、子会社である岩井コスモ証券株式会社のリスク管理部署と緊密に連携し、グループとしてBCPに対する全社員の認識の徹底を図ります。

- ④当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務執行体制）

当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、業務分掌及び職務権限を制定し、適切かつ効率的に取締役が業務を執行することができるようになります。

- ⑤子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ会社管理体制）

当社グループの業務の適正を確保するため、グループ会社管理規程を制定し、子会社である岩井コスモ証券株式会社の総務部と緊密に連携して子会社の経営状況を把握及び管理します。

- ⑥当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は当該監査役と協議のうえ、必要な措置を講じます。

当社の監査役は、監査業務を補助すべき使用人に必要な事項を指示することができ、当該使用人はその指示に関し、取締役からの指揮命令を受けないものとします。

- ⑦当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社監査役への報告に関する体制並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、コンプライアンスに関する事項、内部通報制度による通報内容等を当社の監査役へ報告します。

当該報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

⑧当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役がその職務の執行について生ずる費用等を請求した場合、当該費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに対応します。

⑨その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、当社の監査役が独立性を保ち、子会社である岩井コスモ証券株式会社の内部監査部及び会計監査人と緊密に連携して、取締役会に対する牽制機能が発揮できる体制を整備します。

(2) 当社及び子会社から成る企業集団が整備している「内部統制システムの整備に関する基本方針」に係る運用状況の概要

①コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンス・マニュアル他、各種規程を制定し、当社及び子会社におけるコンプライアンス体制ならびに反社会的勢力を排除する体制を整備しております。

②情報保存及び管理体制

当社は、文書管理規程他、各種規程を制定し、重要な経営情報の保存・管理体制を整備しております。また規程どおりの運用ができていくかについて、適宜点検を実施しております。

③リスク管理体制

当社は、危機管理規程や事業継続計画(BCP)基本計画書を制定し、当社及び子会社の損失の危険に係る管理体制、また、災害やシステム障害等緊急時の対応体制を整備しております。

今期においては、平成30年2月に同基本計画書を改正、また、子会社の岩井コスモ証券株式会社を通じて、平成29年10月にBCP訓練を実施及び緊急連絡網の整備を適宜実施するなど、BCP対策に継続的かつ積極的に取り組んでおります。

④職務執行の効率性を確保するための体制

当社は、業務分掌他、各種規程を制定し、当社及び子会社の取締役の執行が効率的に行われる体制を確保しております。

⑤グループ会社管理体制

当社は、グループ会社管理規程を制定し、当社グループの業務が適正に行われる体制を確保しております。子会社の経営状況を把握するため、岩井コスモ証券株式会社の総務部と緊密に連携し、毎月の取締役会にてグループ各社の業績等について報告を受けております。

⑥取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

常勤監査役は、取締役会及び経営会議全てに出席し、経営状況等重要な情報の報告を受けております。また、稟議書及び重要な契約書等を随時閲覧しております。

内部通報制度は、経営管理規程に規定されており、通報内容は、子会社の取締役会にて四半期毎に報告されております。

⑦監査役の職務の執行について生ずる費用等に関する事項

当社監査役の職務執行に伴う費用については、速やかに処理されております。

⑧監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査役は、子会社の内部監査部ならびに会計監査人であるPwC京都監査法人と緊密に連携し、取締役会への牽制機能を発揮できる体制となっております。

2. 連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

第79期 連結株主資本等変動計算書

〔平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	10,004	4,890	26,512	△1,702	39,704
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,291		△1,291
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			4,726		4,726
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	3,434	△0	3,434
当 期 末 残 高	10,004	4,890	29,946	△1,702	43,139

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	3,511	△43	3,467	43,172
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△1,291
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				4,726
自 己 株 式 の 取 得				△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	1,040	43	1,084	1,084
当 期 変 動 額 合 計	1,040	43	1,084	4,518
当 期 末 残 高	4,552	—	4,552	47,691

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 当社の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」（平成18年2月7日 法務省令第13号）のほか、当社グループの主たる事業である金融商品取引業を営む会社に適用される「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日 日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。
2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

- ①連結子会社の数 2社
- ②連結子会社の名称 岩井コスモ証券株式会社
岩井コスモビジネスサービス株式会社

(2) 連結の範囲の変更にに関する事項

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券及びデリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

連結子会社の行うトレーディング業務は、「取引所において行う取引は、健全な市場機能の十分な発揮と委託取引の円滑な執行に資すること」を踏まえ、一定の取扱高の範囲内において、短期的な売買差益を獲得することであり、また、「取引所以外の取引については、公正な価格形成と流通の円滑化を目的」としております。連結子会社のトレーディングにおける取扱商品は、株式や債券に代表される商品有価証券のほか、株価指数の先物取引やオプション取引、個別株オプション取引、国債証券の先物取引といった取引所取引のデリバティブ取引等及び債券、ワラントの取引所以外の取引等であります。

①トレーディング商品に属する有価証券（売買目的有価証券）等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等の評価基準及び評価方法については、時価法を採用しております。

②トレーディング商品に属さない有価証券の評価基準及び評価方法

1) その他有価証券

ア. 時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

イ. 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合等への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、組合決算の持分相当額を純額方式により当連結会計年度の損益として計上することとしております。

また、組合等がその他有価証券を保有している場合で当該有価証券に評価差額がある場合には、評価差額に対する持分相当額をその他有価証券評価差額金に計上することとしております。

2) デリバティブ取引

時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	6 年～47 年
器具備品	5 年～15 年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5 年）に基づいております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費につきましては、支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

当社及び連結子会社は、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

連結子会社は、従業員の賞与の支払に備えるため、各社の所定の計算方法による支給見込額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(追加情報)

連結子会社は、退職給付債務の計算対象となる従業員数が 300 人を下回り、高い水準の信頼性をもって数理計算上の見積りを行うことが困難になったことから、当連結会計年度において原則法から簡便法に変更しております。

その結果、従来の方法によった場合と比べ当連結会計年度末における退職給付債務が 122 百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は 122 百万円減少しております。

なお、同退職給付債務については、退職給付信託へ拠出しております。

(6) 特別法上の準備金の計上基準

金融商品取引責任準備金

連結子会社は、証券事故及び金融先物事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」第 46 条の 5 第 1 項及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」第 175 条第 1 項に定めるところにより算出した額を計上しております。

(7) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を適用しております。

〔表示方法の変更に関する注記〕

(貸借対照表)

(1) 前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「リース資産」（当連結会計年度は、18 百万円）は、金額の重要性を勘案し、当連結会計年度より、有形固定資産の「その他」に含めて表示しております。

(2) 前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「有価証券等受入未了勘定」（当連結会計年度は、3 百万円）は、金額的重要性を勘案し、当連結会計年度より、「その他の流動負債」に含めて表示しております。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

投資有価証券	153 百万円
--------	---------

上記の資産に対応する担保付債務は次のとおりであります。

信用取引借入金	28,672 百万円
---------	------------

上記のほか、為替予約実行用の担保として定期預金 200 百万円、信用取引借入金の担保として受入保証金代用有価証券

7,570 百万円、信用取引の自己融資見返り株券 4,784 百万円、先物取引証拠金の代用として投資有価証券 456 百万円、信用取引の自己融資見返り株券 1,284 百万円を差し入れております。

また、連結上相殺消去されている連結子会社株式(連結相殺消去前帳簿価額 29,488 百万円)を、1 年内返済予定の長期借入金 450 百万円及び長期借入金 450 百万円の担保に供しております。

2. 差し入れている有価証券等の時価額

信用取引貸証券	7,668 百万円
---------	-----------

信用取引借入金の本担保証券	29,051 百万円
---------------	------------

消費貸借契約により貸し付けた有価証券	18,251 百万円
--------------------	------------

長期差入保証金代用有価証券	31 百万円
---------------	--------

差入証拠金代用有価証券	1,741 百万円
-------------	-----------

差入保証金代用有価証券	12,508 百万円
-------------	------------

その他担保として差し入れた有価証券等	2,830 百万円
--------------------	-----------

3. 差し入れを受けている有価証券等の時価額

信用取引貸付金の本担保証券	75,956 百万円
---------------	------------

信用取引借証券	1,152 百万円
---------	-----------

消費貸借契約により借り入れた有価証券	1,268 百万円
--------------------	-----------

受入証拠金代用有価証券	332 百万円
-------------	---------

受入保証金代用有価証券	157,407 百万円
-------------	-------------

4. 有形固定資産の減価償却累計額	1,837 百万円
-------------------	-----------

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 25,012,800 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の 種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当 たり配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成 29 年 5 月 23 日 取締役会	普通株式	822	35	平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 6 月 8 日
平成 29 年 10 月 27 日 取締役会	普通株式	469	20	平成 29 年 9 月 30 日	平成 29 年 11 月 27 日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議 予 定	株式の 種類	配当 の 原 資	配当金 の総額 (百万円)	1株当 たり配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成 30 年 5 月 21 日 取締役会	普通株式	利益 剰余 金	1,291	55	平成 30 年 3 月 31 日	平成 30 年 6 月 7 日

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、金融商品取引業を中心とした事業活動を営んでおります。具体的には、取引所金融商品市場における有価証券の売買等の取次ぎを行う委託売買業務、有価証券の売買等を行う自己売買業務、有価証券の引受け等を行う引受業務、有価証券の募集若しくは売出しの取扱い業務など、金融商品取引法に規定する金融商品取引業及びそれに付随する業務を主たる業務として事業活動を行っております。

これらの事業を行うため、当社グループでは、自己資金によるほか、金融機関からの借り入れにより必要な資金を調達しております。一方、資金運用につきましては、自己の計算に基づくトレーディング業務を行っており、また一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しております。

当社グループの金融資産と金融負債との間に関連があるものとして、信用取引貸付金と信用取引借入金との間に、信用取引借証券担保金と信用取引貸証券受入金との間に関連があります。これは、信用取引に係る顧客への金銭または有価証券の貸し付けにおいて、貸借取引等を通じて証券金融会社から金銭または有価証券の借り入れを行っていることによるものであります。

また、顧客分別金信託と顧客からの預り金及び受入保証金との間に関連があります。これは、金融商品取引法の規定に基づき、顧客から預託を受けた金銭は自己財産と分別して管理し、顧客分別金信託として信託会社等に信託しなければならないことによるものであります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する主な金融資産は、現金・預金、預託金、トレーディング商品、信用取引資産、有価証券担保貸付金、短期差入保証金及び投資有価証券等であります。

預金は、預入先金融機関の信用リスクに晒されております。また、外貨建預金は為替の変動リスクに晒されております。

預託金は、大半が顧客分別金信託であります。顧客分別金信託は、金融商品取引法第43条の2

第2項に基づき顧客から預託を受けた金銭を信託会社等に信託しているものであり、信託法により信託財産の独立性が確保されております。

トレーディング商品は、顧客等との相対取引または取引所での自己売買取引によりトレーディング商品として保有している株式・債券等の有価証券であり、それぞれ発行体の信用リスク、為替の変動リスク及び市場価格の変動リスク並びに金利リスクに晒されております。

信用取引資産のうち信用取引貸付金は、顧客の信用取引に係る有価証券の買付代金相当額であり、その担保として顧客から買付有価証券及び委託保証金を受け入れておりますが、急激な株式相場下落等に伴い顧客に損失金等が発生した場合に顧客が委託保証金の追加差し入れに応じないことなどによって当該貸付金が回収できなくなる顧客の信用リスクに晒されております。また、信用取引借証券担保金は、貸借取引により証券金融会社等に差し入れている借証券担保金であり、当該取引先の信用リスクに晒されております。

有価証券担保貸付金は、株券貸借取引の消費貸借契約に基づき借り入れた有価証券の担保として、当該取引相手方へ差し入れている取引担保金であり、当該取引相手方の破綻等により差し入れている担保金が回収できなくなる当該取引相手方の信用リスク、また、当社グループの財務状況の悪化等により借り入れた有価証券を返済できなくなる流動性リスクに晒されております。

短期差入保証金は、大半が顧客から預託を受けた先物・オプション取引の委託証拠金、外国為替証拠金取引の取引証拠金等の金銭を取引所等へ預託しているものであり、これら取引所等において分別管理されております。

投資有価証券は、主に国内株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債の主なものは、信用取引負債、有価証券担保借入金、預り金及び受入保証金であります。

信用取引負債のうち信用取引借入金は、証券金融会社等からの貸借取引に係る借入金であり、急激な株式相場の急落による差入担保価値の下落や当社グループの財務状況の悪化等により返済できなくなる流動性リスクに晒されております。また、信用取引貸証券受入金は、顧客の信用取引に係る有価証券の売付代金相当額であり、担保として顧客から委託保証金を受け入れておりますが、急激な株式相場の上昇等に伴い顧客に損失金等が発生した場合に顧客が委託保証金の追加差し入れに応じないことなどによって当該貸付有価証券が回収できなくなる顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券担保借入金は、株券貸借取引の消費貸借契約に基づき貸し付けた有価証券の担保として当該取引相手方より受け入れている取引担保金であり、当該取引相手方の破綻等により差入有価証券が回収できなくなる当該取引相手方の信用リスク、また、当社グループの財務状況の悪化等により借入金を返済できなくなる流動性リスクに晒されております。

預り金のうち顧客からの預り金は、有価証券の売買等に伴う顧客からの一時的な預り金であり、金融商品取引法に基づき信託会社等に信託しており、信託法により信託財産の独立性が確保されております。

受入保証金は、顧客から受け入れた信用取引の委託保証金、先物・オプション取引の委託証拠金、外国為替証拠金取引の取引証拠金等であります。これらについては、顧客分別金信託もしくは顧客区分管理信託として信託会社に信託、あるいは、取引所に直接預託しております。

デリバティブ取引は、自己の計算に基づき会社の利益を確保するためのトレーディング業務における株価指数の先物取引やオプション取引、国債証券の先物取引や先物オプション取引といった取引所におけるデリバティブ取引及び顧客との取引に対応するための為替予約取引であり、為替の変動リスク及び原証券の市場価格の変動リスク並びに金利リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループにおいて、第一種金融商品取引業を営む岩井コスモ証券株式会社では、リスク管理の関係規程等に基づき、毎日取引先リスクを算出し、取締役等に報告しております。なお、特定の業種・企業・グループ等への与信業務を排除し、リスク分散と適度なリターンの確保に努め

ております。

有価証券の発行体の信用リスクについては、管理部門において、信用情報等の把握を定期的に行うことで管理しております。

信用取引においては、顧客への与信が発生しますが、担保として定められた委託保証金を徴収し、厳正な管理をしております。

② 市場リスクの管理

(i) 市場リスクの管理体制

当社グループにおいて、第一種金融商品取引業を営む岩井コスモ証券株式会社では、市場リスクについては、「VaR（バリューアットリスク）」等の統計的手法による定量的分析は実施していませんが、リスク管理の関係規程等に基づき、適切な市場リスク枠を設定し、売買を執行する部署から独立した管理部署が、金融商品取引業者の自己資本規制比率の算出において用いられる「標準的方式」に従い市場リスク額を算出するとともに、枠内で運用されていることを確認し、取締役等に毎日報告しております。なお、株価、金利、為替等の変動を適切に認識し、リスクのコントロールと収益の安定的な確保に努めております。

また、投資有価証券の保有については、個別案件毎に取締役会で決定しております。投資有価証券の市場リスク管理については、管理規程に基づき行っております。

(ii) 市場リスクに係る定量的情報

イ. 株価リスク

株価リスクの影響を受ける主な金融商品は、「商品有価証券等」のうちの株式等、「デリバティブ取引」のうちの先物取引及びオプション取引、並びに投資有価証券であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合で、平成30年3月末の国内外の上場株式の株価及び株価指数（以下「株価等」という。）が10%上昇した場合、当該金融資産の純額（資産側）は753百万円増加するものと考えられます。反対に、株価等が10%下落した場合、当該金融資産の純額（資産側）は753百万円減少するものと考えられます。

ロ. 金利リスク

金利リスクの影響を受ける主な金融商品は、「商品有価証券等」のうちの債券、「デリバティブ取引」のうちの先物取引及びオプション取引であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成30年3月末現在の金利が1%上昇すれば当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は、56百万円減少するものと考えられます。反対に、金利が1%低下すれば当該金融資産の純額（資産側）の時価は、62百万円増加するものと考えられます。

ハ. 為替リスク

為替リスクの影響を受ける主な金融商品は、「商品有価証券等」のうちの外国株券、外貨建債券等、「デリバティブ取引」のうちの為替予約取引、「現金・預金」のうちの外貨建預金、「預託金」のうちの外貨建預託金及び「預り金」のうちの外貨建預り金であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成30年3月末現在の円が他の通貨に対し3%上昇すれば、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は、16百万円減少するものと考えられます。反対に、円が他の通貨に対し3%下落すれば、当該金融資産の純額（資産側）の時価は、16百万円増加するものと考えられます。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループにおいて、持株会社である当社では取締役会または経営会議においてグループ各社の資金繰り状況の把握を行っております。また、第一種金融商品取引業を営む岩井コスモ証券株式会社では、リスク管理の関係規程等に基づき、資金管理部門が一元管理し、資金調達の多様化、複数の金融機関の当座貸越契約の締結、市場環境を考慮した調達によって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なることがあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2) 参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金・預金	6,981	6,981	—
(2) 預託金	83,833	83,833	—
(3) トレーディング商品	1,851	1,851	—
① 商品有価証券等	1,851	1,851	—
(4) 信用取引資産	84,050	84,050	—
① 信用取引貸付金（※1）	82,906	82,906	—
② 信用取引借証券担保金	1,144	1,144	—
(5) 有価証券担保貸付金	1,309	1,309	—
(6) 短期差入保証金	11,077	11,077	—
(7) 投資有価証券	7,520	7,520	—
資 産 計	196,625	196,625	—
(1) 信用取引負債	35,691	35,691	—
① 信用取引借入金	28,672	28,672	—
② 信用取引貸証券受入金	7,019	7,019	—
(2) 有価証券担保借入金	18,589	18,589	—
(3) 預り金	42,357	42,357	—
(4) 受入保証金	47,177	47,177	—
負 債 計	143,815	143,815	—
デリバティブ取引（※2）			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	(0)	(0)	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デ リ バ テ ィ ブ 取 引 計	(0)	(0)	—

（※1）信用取引貸付金に対応する一般貸倒引当金8百万円は控除しておりません。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金・預金

満期のない預金は、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。満期のある預金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。外貨建預金は、連結決算日の直物為替相場により円換算しております。

(2) 預託金

時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) トレーディング商品

①商品有価証券等

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、国内債券は取引所の価格または日本証券業協会が公表する価格等によっております。また、外国債券は、各国国債については業者間取引価格等、それ以外については格付等発行体の信用力を勘案して算出した価格等によっております。

商品有価証券等において、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額は、△8百万円であります。

(4) 信用取引資産

①信用取引貸付金

信用取引貸付金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

②信用取引借証券担保金

信用取引借証券担保金は、証券金融会社から貸借取引で借り入れた有価証券の価額に相当する金額を証券金融会社に担保として差し入れ、借り入れた有価証券の価額を毎日値洗いにより更新差金の授受を行っており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券担保貸付金、(6) 短期差入保証金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(7) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

- 1) 満期保有目的の債券はありません。
- 2) その他有価証券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表 計上額	取 得 原 価	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	7,520	1,024	6,496
	小 計	7,520	1,024	6,496
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—
	小 計	—	—	—
合 計		7,520	1,024	6,496

- 3) 上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について減損処理を行ったものではありません。

- 4) 当連結会計年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

負 債

(1) 信用取引負債

①信用取引借入金

信用取引借入金は、証券金融会社に担保として差し入れた有価証券の価額に相当する金額を証券金融会社から借り入れ、差し入れた有価証券の価額を毎日値洗いにより更新差金の授受を行っており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

②信用取引貸証券受入金

信用取引貸証券受入金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券担保借入金

有価証券担保借入金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) 預り金、(4) 受入保証金

これらは連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております

デリバティブ取引

(1) ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は次のとおりであります。

(単位：百万円)

種 類	契 約 額 等	時 価	評 価 損 益
債券先物取引	752	(1)	(1)
為替予約取引	704	1	1
合 計	1,457	(0)	(0)

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。なお、みなし決済損益を時価欄に記載しております。

(※2) 時価の算定方法は以下のとおりであります。

債券先物取引…主たる取引所が定める清算値段

為替予約取引…受取金額、支払金額をそれぞれ当該通貨の金利で現在価値に割り引き、直物為替相場により円換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除した額

(2) ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項はありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(7) 投資有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	1,561
投資事業有限責任組合への出資金(※2)	260
合 計	1,822

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。なお、非上場株式の当連結会計年度中の売却額は0百万円であります。

(※2) 投資事業有限責任組合への出資金については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているため、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年 超 2年 以内	2年 超 3年 以内	3年 超 4年 以内	4年 超 5年 以内	5年超
現金・預金	6,981	—	—	—	—	—
預託金	83,833	—	—	—	—	—
信用取引資産	84,050	—	—	—	—	—
有価証券担保貸付金	1,309	—	—	—	—	—
短期差入保証金	11,077	—	—	—	—	—
合 計	187,252	—	—	—	—	—

(注4) その他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年 超 2年 以内	2年 超 3年 以内	3年 超 4年 以内	4年 超 5年 以内	5年超
信用取引借入金	28,672	—	—	—	—	—
有価証券担保借入金	18,589	—	—	—	—	—
合 計	47,261	—	—	—	—	—

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	2,030円35銭
1株当たり当期純利益	201円21銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

〔その他の注記〕

資産除去債務の注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社グループは、営業店舗等の開設にあたり、不動産所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、退去時における原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

営業店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務は、使用見込期間を取得から39年と見積り、割引率は1.005%～2.303%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

当期首残高	177百万円
時の経過による調整額	3百万円
当期末残高	180百万円

3. 計算書類「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

第79期 株主資本等変動計算書

〔平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		
		資本準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
			別途積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	10,004	4,890	12,540	6,196	18,736
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△1,291	△1,291
当 期 純 利 益				1,727	1,727
自 己 株 式 の 取 得					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	435	435
当 期 末 残 高	10,004	4,890	12,540	6,632	19,172

	株主資本		評価・換算 差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合 計	その他有価 証券 評価差額金	
当期首残高	△1,702	31,928	3,281	35,209
当期変動額				
剰余金の配当		△1,291		△1,291
当期純利益		1,727		1,727
自己株式の取得	△0	△0		△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			919	919
当期変動額合計	△0	435	919	1,355
当期末残高	△1,702	32,364	4,200	36,564

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」（平成 18 年 2 月 7 日法務省令第 13 号）に基づき作成しております。
2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券

1) 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2) 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合等への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、組合決算の持分相当額を純額方式により当事業年度の損益として計上することとしております。

また、組合等がその他有価証券を保有している場合で当該有価証券に評価差額がある場合には、評価差額に対する持分相当額をその他有価証券評価差額金に計上することとしております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	31 年
-----	------

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

税抜方式を適用しております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

関係会社株式	29,488 百万円
--------	------------

②担保に係る債務

1 年内返済予定の長期借入金	450 百万円
----------------	---------

長期借入金	450 百万円
-------	---------

計	900 百万円
---	---------

2. 有形固定資産の減価償却累計額

3 百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 0 百万円

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高

営業取引

営業収益 1,680 百万円

販売費・一般管理費 16 百万円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,523,667 株

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税 0 百万円

長期未払金 45 百万円

減損損失及び減価償却の償却超過額 9 百万円

未払事業所税 0 百万円

貸倒引当金 8 百万円

投資事業組合運用損 5 百万円

有価証券評価減 99 百万円

ゴルフ会員権評価減 5 百万円

関係会社 370 百万円

繰越欠損金 62 百万円

繰延税金資産小計 607 百万円

評価性引当額 △ 589 百万円

繰延税金資産合計 17 百万円

繰延税金負債

還付事業税 0 百万円

その他有価証券評価差額金 1,850 百万円

会社分割による関係会社株式 63 百万円

繰延税金負債合計 1,914 百万円

繰延税金負債の純額 1,897 百万円

〔関連当事者との取引に関する注記〕
子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事者 との関係	取 引 の 内 容	取引 金額	科 目	期末 残高
子会社	岩井コスモ証券 株式会社	所有 直接 100%	役員の兼任 グループ運営 事務委託	配当金の受取（注１）	1,600	—	—
				グループ運営収入（注２）	73	—	—
				子会社への事務委託（注２）	15	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- （注） １．子会社よりの配当は、当社の配当の基本方針であります「今後の事業展開及び経営体質強化のための内部留保資金とのバランスを総合的に勘案しつつ、業績に見合った利益還元」に基づいております。
- ２．グループ運営収入及び子会社への事務委託については、双方協議のうえ合理的に決定しております。

〔１株当たり情報に関する注記〕

１株当たり純資産額	1,556 円 67 銭
１株当たり当期純利益	73 円 56 銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。